



長野県報

12月3日(木)
令和2年
(2020年)
第161号

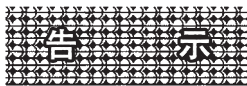
目次

告示

| | |
|--|---|
| 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)..... | 1 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... | 1 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)..... | 2 |
| 公共測量の終了(建設政策課)..... | 3 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)..... | 3 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)..... | 4 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)..... | 4 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... | 4 |

公告

| | |
|---|----|
| 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び土地利用基本計画図の閲覧(総合政策課)..... | 5 |
| 総合評価一般競争入札(情報公開・法務課)..... | 5 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)..... | 8 |
| 都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課)..... | 13 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... | 15 |
| 長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰(教育政策課)..... | 15 |



長野県告示第604号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

| 名称 | 所在地 | 認定の有効期限 |
|------------|-------------------|-----------|
| 長野寿光会上山田病院 | 千曲市上山田温泉3丁目34番地3号 | 令和5年12月1日 |

医療政策課

長野県告示第605号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡小海町大字千代里字中溝ノ原1916の10、1955の13、1955の14、1955の16、1956の1、1956の6、1956の7、1956の13、1956の17、1956の18
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第606号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3758、4195の1、4195のイの2、4195のハ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第607号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第608号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上田市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第609号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、茅野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第610号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
上松町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
上松町（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第611号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
街区多角点（点名10A37）1点移設
- 2 作業期間
令和2年9月23日から令和2年10月21日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第612号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

| 区域名 | 区域の範囲 | 市町村名 | 大字又は町名 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|------------|--|---------------|--------------|--------------|--------------------------------|-------------------|
| 和子 (追加) | 右に掲げる地番の土地に存する標柱22号と平成26年長野県告示第504号で指定した和子急傾斜地崩壊危険区域の標柱20号、19号を順次結んだ線及び標柱19号と標柱22号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 | 上田市 " " | 東内 " " | 道添 " " | 2414番 2409番ロ地先道路敷 2419番1 | 22号 20号 19号 |

砂防課

長野県告示第613号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和2年11月30日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|-----------------------|---------------|--|
| 松本ハイランド農業協同組合 松本支所 | 長野県松本市深志2-1-1 | 松本ハイランド農業協同組合 松本支所 長野県松本市深志2-1-1 |

会 計 課

長野県告示第614号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年11月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|---------------|---------------|----------------------------|
| 松本市農業協同組合 | 長野県松本市深志2-1-1 | 松本市農業協同組合 長野県松本市深志2-1-1 |

会 計 課

長野県飯田建設事務所告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月3日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 152号
- 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 下伊那郡大鹿村大字大河原4449番の4地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4450番の2地先まで | 旧 | 5.0~5.0 m | 0.0550 km |
| 同 上 | 新 | 5.0~7.0 | 0.0550 |

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 下伊那郡大鹿村大字大河原4530番の1地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4519番の1地先まで | 旧 | 3.5~5.6 m | 0.0400 km |
| 同 上 | 新 | 3.5~7.6 | 0.0400 |

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 下伊那郡大鹿村大字大河原4458番の1地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4459番の3地先まで | 旧 | 3.6~3.6 m | 0.0240 km |
| 同 上 | 新 | 3.6~6.0 | 0.0240 |

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4459番の1地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4463番の1地先まで | 旧 | m 3.6~3.8 | km 0.0300 |
| 同 | 上 | 新 | 3.6~6.8 | 0.0300 |

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4462番の2地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4463番の2地先まで | 旧 | m 3.5~4.0 | km 0.0350 |
| 同 | 上 | 新 | 3.5~6.8 | 0.0350 |

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4467番の4地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4468番の2地先まで | 旧 | m 3.9~4.0 | km 0.0200 |
| 同 | 上 | 新 | 3.9~5.5 | 0.0200 |

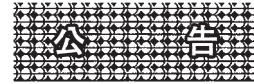
| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4467番の40地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4468番の4地先まで | 旧 | m 3.9~5.0 | km 0.0240 |
| 同 | 上 | 新 | 3.9~6.0 | 0.0240 |

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の48地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の64地先まで | 旧 | m 4.2~4.5 | km 0.0350 |
| 同 | 上 | 新 | 4.2~6.0 | 0.0350 |

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の64地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の22地先まで | 旧 | m 4.7~6.6 | km 0.0570 |
| 同 | 上 | 新 | 4.7~9.6 | 0.0570 |

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--|-----|--------------|--------------|
| | 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の63地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の56地先まで | 旧 | m 5.4~6.6 | km 0.0170 |
| 同 | 上 | 新 | 5.4~9.6 | 0.0170 |

道路管理課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部総合政策課、長野県佐久地域振興局、諏訪地域振興局、上伊那地域振興局、南信州地域振興局、松本地域振興局、北信地域振興局、小諸市役所、諏訪市役所、茅野市役所、伊那市役所、売木村役場、松本市役所、塩尻市役所及び中野市役所において一般の閲覧に供します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

| 区分 | 変更前 | | 変更後 | |
|------|------------|-------------------|------------|-------------------|
| | 面積 (ha) | 県土面積に対する割合 (%) | 面積 (ha) | 県土面積に対する割合 (%) |
| 森林地域 | 1,058,559 | 78.1 | 1,058,524 | 78.1 |

総合政策課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県新文書管理システム構築業務委託 一式
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 入札方法